

広島県告示第四百九十五号

平成二十三年広島県告示第千四号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。